

この誓約事項は 提出不要 です。加盟店において保管してください。

天童市地域商品券事業 加盟店登録誓約事項

私は、加盟店募集要項に記載されている内容を理解し、下記の遵守を誓約して加盟店登録を申請します。

- 1 商取引なく商品券の換金はいりません。
- 2 商品券の使用できない物品・サービスに対して、商品券による支払いを受け付けません。
- 3 使用できない種類の商品券は受け取りません。
- 4 商品券の再流通は行わず、また、商品券の偽造・悪用はしません。
- 5 商品券を紛失・毀損した場合には自己責任とし、実行委員会に責任を求めるとはしません。
- 6 商品券使用店舗の登録申請後は、やむをえない事情がある場合を除き、自己都合による撤回はしません。
- 7 加盟店募集要項に記載されている内容を理解し同意します。特に、商品券の取扱い、加盟店の義務については遵守します。
- 8 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9 商品券の取扱いに関して、実行委員会から改善要請があった場合、従います。
- 10 店舗名・住所・電話番号・業種等の事業に伴う情報公開について同意します。
- 11 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業」、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」など、実行委員会が対象外とするものではありません。
- 12 登録する店舗について、役員等は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではありません。
- 13 上記の項目に反する事実が明らかとなった場合、換金拒否や加盟店取消などの実行委員会による対応に従います。また、換金済み商品券について返金を求められた場合、これに応じます。
- 14 そのほか、実行委員会より事業内容について指示があった場合、これに従います。